

# 中国における文化遺産としての伝統的集落の保護に関する研究

## —貴州省トン族の増沖集落を事例として—

Protecting Traditional Villages that Serve as Cultural Heritage in China

— A Case Study on Zengchong Dong Village in Guizhou Province —

何 銀春

HE Yinchun

### 1. 序論(第1章)

#### (1) 研究の背景

近年、アジア地域の多くの歴史的市街地や集落において、観光産業の振興に伴い急激に観光客が増加し、地域に負のインパクトを及ぼす危険性が指摘されている<sup>1</sup>。中国では、固有の文化を持つ伝統的な集落の中には、世界遺産に登録される地域もあり、その多くは有名な観光地になっている。しかし実態をみると、ほとんどの地域は観光化の影響による先住民の移転、従来の文化遺産の消失、伝統的な作業から新産業に転用などの問題に直面している。本研究は中国の文化遺産保護政策の変遷をふまえて、伝統的な集落における住民と政府の関わりを把握し、保護の方向性について考察を行なう。

#### (2) 研究の目的

本研究は、まず、世界文化遺産の保護という視点から、中国全体の世界文化遺産の保護と管理運営の現状を把握する。中国における世界文化遺産推薦書から見る保護の動き、および現在の状況から見る管理運営の特徴を把握し、問題点を指摘する。次に、事例研究として、中国の世界文化遺産暫定リストに登録された「トン族の集落(“Dong Villages”）」の構成資産である「増沖トン族集落」(以下、増沖集落)を対象に、文化遺産保護に関連する政策の変遷と住民の役割から今後の課題を明らかにする。

#### (3) 研究対象地の選定

2012年8月の第1次予備調査では貴州省黔东南苗族トン族自治州のトン族、苗族と荘族の集落を巡検した。その結果、榕江県は都市化が進行し、黎平県は政府による観光開発が進んでいた。従江県では住民の伝統的な生活様式が残っており、政府との協働が把握できると考えられたため、本研究では従江県のトン族の集落に

対象を絞った。2013年1月の第2次予備調査では、従江県の銀潭下寨集落、巨洞上寨集落、往洞集落、牙現集落、増沖集落を巡検した。その結果、増沖以外の集落は保護対象となる重点文物保護単位に登録されておらず、政府の施策に関する記録が少ないことがわかった。一方、増沖集落は、トン族地域では最も古いとされる鼓楼が1988年に全国重点文物保護単位に指定され、その後、歴史文化名村、世界文化遺産暫定リストに掲載されており、政策と住民の社会システムの関係の変遷を明らかにすることができる。以上のことから本研究では従江県増沖集落を研究対象地に選定した。

### 2. 中国における世界文化遺産の保護及び管理運営の特徴(第2章)

#### (1) 世界遺産の登録に関する国際的な動向

2014年6月時点で、世界遺産に登録された物件は、「文化遺産」779件、「自然遺産」197件、「複合遺産」31件、合計1007件となっている。世界遺産に関する国際的な問題として地域的な不均衡や遺産の種別の不均衡など問題が指摘されてきた<sup>2</sup>。これらの問題を受けて、1982年にイコモスが歴史的町並み・集落委員会を設置し<sup>3</sup>、1987年には「歴史的都市街区保存憲章(ワシントン憲章)」を採択し、開発や荒廃から歴史的な町と都市街区を保護、保存・修復するために必要な事項を示した<sup>4</sup>。また、1992年にユネスコは「文化的景観」の概念を導入し、人が自然に働きかけた農地などが文化遺産として評価の対象になった。1994年の第18回世界遺産委員会において、不均衡の是正を示した「世界遺産一覧における不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」が採択された<sup>5</sup>。世界遺産登録の対象は単一の建築物から、人間の活動する居住地や自然環境との共存、持続的な進化を表す土地

利用へと拡大した。中でも、人が生活している歴史町並みと集落は重要な課題であると考えられる。

## (2) 中国の世界文化遺産の概要と登録の動向

2014年「シルクロード」「京杭大運河」が中国の世界遺産の46番目、47番目として登録された。その結果、中国は文化遺産33件、自然遺産10件、複合遺産4件となり、保有国の順位では、イタリアの49件に次いで、世界第2位となっている。登録された物件をみると、2006年以前は世界遺産全体の登録の傾向に従って、都市関連遺産(麗江古城、平遥古城等)、信仰関連遺産(莫高窟、大足石刻等)、優れた建築遺産(万里の長城、北京と瀋陽の明清皇宮等)であったのが、2007年以後は「開平楼閣と村落」をはじめ、「福建土楼」「紅河哈尼の棚田群」など生きた文化や伝統、民俗および民族的な風景、普遍的価値を有する人間の諸活動に関わる資産の登録へと変化し、記念物や単体の建造物などから人々が生活する伝統的な集落に広がった。また、2012年11月17日に中国文物局が出した「中国世界文化遺産暫定リスト」通達<sup>6</sup>では、シルクロードをはじめとする合計45件に更新された。2013年1月29日にはこの45件の中から14件を選択し、ユネスコの世界遺産センターの暫定リストに推薦した。2008年3月までに推薦された12件と合わせて、ユネスコの世界文化遺産暫定リストは26件に達した。これらの暫定遺産の登録資産を見ると、国際的な世界遺産の登録の動きと一致しており、人間の生活生産環境(山西省と陝西省の古民居、普洱の景邁山古茶園)、文化的景観(揚州瘦西湖と塩商園林文化的景観、花山岩画文化的景観)、歴史的町並み・集落(鳳凰古城、トン族の集落、苗族の集落、江南の水郷古鎮、チベット族とチャン族の高い塔と集落、三坊七巷)などの生活が持続している場所を遺産とする事例が増加している。

本研究の対象である増沖集落は2006年12月15日に、「黔東南トン族集落:六洞、九洞トン族集落」の構成資産である貴州省黔東南苗族トン族自治州の從江県、榕江県、黎平県にある18カ所の集落の1つとして「中国世界文化遺産暫定リスト」に登録された。その後、2012年11月17日に、国の文物局は「中国世界文化遺産暫定リスト」を更新した。増沖集落も含む、湖南省通道県、綏寧県、広西省三江県、貴州省從江県、榕江県、黎平県湖南省通道県、綏寧県、広西省三江県、貴州省從江県、榕江県、黎平県にある22カ所が「トン族の集落」の構成資産になった<sup>7</sup>。

## (3) 中国における世界文化遺産に関連する法律制度

世界遺産推薦書に記載されている世界文化遺産に関わる主な法律を時系列に整理した。中国の世界文化遺

産に関わる法制度は基本法としての「憲法」、「法律」は「文物保護法」、「土地管理法」、「土地計画法」など、「行政法規」は「文物保護法実施条例」など、「部門規章」は「世界文化遺産保護管理方法」など、「地方法規」は遺産所在省における「文物保護法」の実施方法など、「地方規章」は遺産に対する特定の保護管理方法などがある。中国における世界文化遺産に関連する法制度の変遷を整理し、考察した結果、3つの転換点を抽出することができた。

①重点文物保護単位の時期(1960～):1960年11月17日に発布された「文物保護管理暫定条例」に始まり、1982年11月19日に「文物保護法」で世界文化遺産保護制度の枠組みが完成した。

②歴史文化名城・名鎮・名村の時期(1991～):「文物保護法」が修正され、発展し、「歴史文化名城(名鎮名村)」などに保護対象を拡大した。また、「全国重点文物保護単位範囲・保護碑・記録資料・保護管理機関(略称:四有)の規範」、「文物保護法実施細則」など具体的な保護に踏み込んだ解釈法令の補充、「湖北省文物保護管理実施方法」など地方関連法の制定も行われた。

③世界文化遺産の時期(2006年～):2006年から文化部が世界文化遺産に特化した「世界文化遺産保護管理方法」を実施した。世界文化遺産に関する法は専門的な法制度が確立されつつあることがわかる。

「トン族の集落」は他の世界遺産と同じように、基本法、法律、行政法規、部門規章が適用されている。「地方法規」は貴州省、湖南省、広西省の文物保護条例、風景名勝区管理方法と観光条例である。また、「地方規章」には、地方によって、文化、集落、防災など様々な視点からの条例・方法・方案などが見られる。

## (4) 中国における世界文化遺産の管理運営の特徴

中国における世界文化遺産における管理運営の変遷は、1985年11月22日に条約を締結してから現在まで、①締約国になり世界遺産の登録が盛んになった時期(1985～1990年)、②世界遺産委員国になり、登録数が大きく増加し、観光の効果を期待するため、国有企業、民営会社が世界遺産の管理運営業務に参入した時期(1991年～2001年)、③商業的に運営される事例が増加し、地域外の会社が進出し様々な問題が発生した。その結果、これらの会社が世界文化遺産の運営業務から手を引いている時期(2002年～現在)、を分けることができた。

管理運営部署の業務の形態は、世界遺産登録によって新たに設置されたかどうか、企業が関わっているかどうかという視点からは、世界遺産登録以前の既存の地方行政の部署が登録後も引き続き管理運営を行っているもの、

世界遺産に特化した専門の部署が主体となっているもの、専門の部署がさらに国有企業を設置して管理運営しているもの、国の政府や地方政府が専門の部署を設置することなく、国有企業を設置し管理運営するもの、民間企業が管理運営を行っているもの、の5つに類型することができた。「トン族の集落」は所在地(県政府)の既存の地方行政の部署である文物管理局、あるいは文広局によって維持管理業務が行われている。専門的な管理機関と外来会社は現段階では参入していない。

### 3. 増沖トン族集落の景観構成と変遷(第3章)

#### (1) 増沖集落の概要

増沖集落は、貴州省黔东南苗族侗族自治州從江県西北部に位置し(図-1)。600年以上の歴史があるとされるトン族の伝統的な集落であり、最も古い増沖鼓楼がある集落としても有名である。集落の人口は1479人、276戸で、6の小組になり、1478人が住んでいる。中には、苗族は2人、ブイ族は1人、漢族は4人、満族は1人で、それ以外の1470人は全てトン族である。1984年から貴州省民族保護集落に登録され、その後、全国重点文物保護単位(1988年)、中国歴史文化名村(2008年)、中国世界文化遺産暫定リスト(2006年、2012年)の登録されたことで、徐々に注目されるようになった。



図-1 増沖集落の位置

#### (2) 集落の景観構成と全体的な変遷

##### ① 集落の景観構成

増沖集落は、増沖川が三面に接する集落を中心に広がっている(写真-1)。集落の中央には最も古いとされる増沖鼓楼(1672年)があり、17世紀(清代)に建てられた煉瓦造家屋と伝統的な木造家屋が鼓楼の周辺に密集している。3つの伝統的な風雨橋は集落の寨頭、寨中、寨尾の出入口に掛かっている。増沖鼓楼と野舞台およびその周辺の広場が増沖集落の中心である。水は川の上流から用水路を通して集落全体に流れており、集落内に点在している池とつながっており、「水の集落」とも言われている。

景観要素は農地、森林、道路などの土地利用、増沖鼓楼、煉瓦造古民家、木造民家、風雨橋、野舞台、倉、薩堂などの建築物、川、水路、池、井戸などの水空間がある(図-2)。

##### ② 全体的な変遷

増沖集落は近代の行政界に基づき、祖先定住期、中華民国時期、中華人民共和国時期、に分かれる。特に中華人民共和国時期はさらに5つの変遷時期を経て、現在の集落配置を形成した(図-3)。

第1段階では、集落には民家が増加し、鼓楼を中心に集落が拡大した。第2段階では、川の対岸に新築し、移転する民家数が増加した。第3段階では、水田の宅地への転用が増加し、美男寨ができた。第4段階では、2007年に新主要道路ができて、道路両側に新築民家が増加し、鵬落寨と扳郎寨が形成された。第5段階では、2012年の火事で家を失った住民のために、増沖新村が建設された。



写真-1 増沖集落

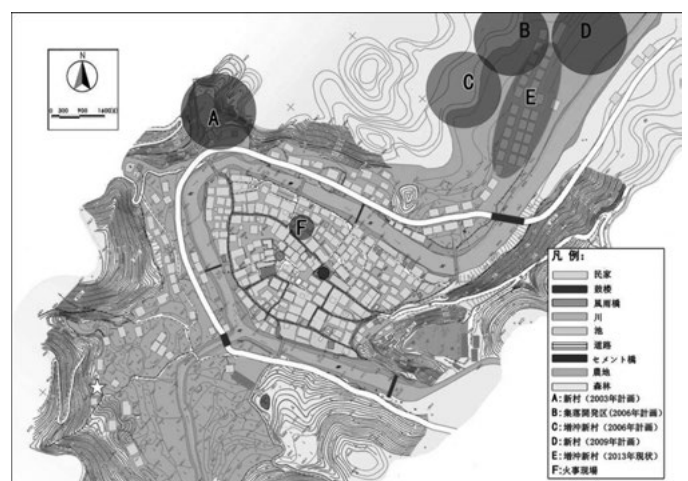


図-2 増沖集落の配置図



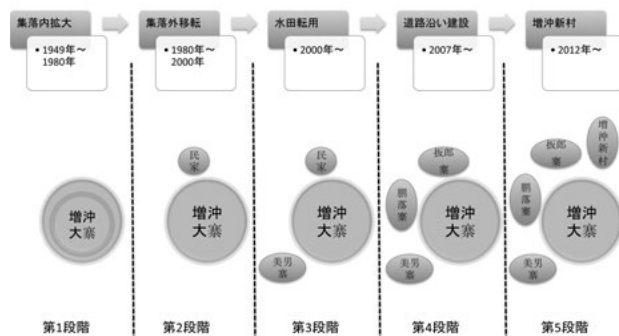


図-3 中華人民共和国時期における増冲集落の変遷

### (3) 景観構成要素の変遷

#### ① 農地

増冲集落の伝統的な産業は稲作であり、近年は政府の援助でアヒルや香豚の飼養、キウイフルーツの栽培などを新たに展開している。

#### ② 森林

住民は民家新築と収入増加のため、集落周辺にある森林を切ったり、植えたりしている。伝統的な風水林を大切にいて、伐採は禁止されている。

#### ③ 道路

以前は石道だったが、2012年から世界銀行の融資によりコンクリート舗装された。集落外には伝統的な道路が5本あったが、2007年から、新しい主要道路ができた。1本の作業道路は新農村の建設でなくなった。

#### ④ 建造物

増冲鼓楼はトン族集落のシンボルとして、集落の中心に位置し、政治活動、文化活動を行う場所である。現在でもお祝い、祭りのほか日常生活も利用されている。

煉瓦造古民家には当初23棟あった。現在は、昔の形のまま残っているのは6棟、一部改変したのは6棟、すべて取り壊し新しい民家を建設したのは11棟である。

増冲集落の伝統的な民家は2階が干欄式の木造家屋である。近年、防水と防火のため、1階が煉瓦造、2階は木造の民家が増えている。

伝統的な風雨橋は寨頭、寨中、寨尾の3箇所ある。2012年に、従江県建設局の補助で新しい風雨橋が1箇所完成した。

野舞台は鼓楼の近くにあり、鼓楼と一緒にトン族集落の中心の空間を構成している。祭りの時トン劇を上演したり、お祝いの時食事をしたりする。

増冲集落には、倉は2種類がある。伝統的なハサ倉が10棟あり、平屋の板倉が5棟ある。

薩堂は集落の西北部にある。トン族の「薩」という神様を安置している場所である。薩堂は一人の管理人が設置してあって、薩祭りや出産や結婚の祝い時は、儀式を執り行っている。

#### ⑤ 水の空間

水の空間について、現在川の上流には、セメント造の堤防が作られ、用水路が引かれ、その水は集落に流れている。中流ではアヒルを飼う場所などとなっている。川の下流では、県環保局で下水処理所が作られ、集落の下水を処理している。

増冲川からの水は水路を通過して全集落に流れている。これらの水路は住民の生活用水として使われていると同時に、消防用水でも使用している。増冲集落には、消防池は8箇所、魚を飼う伝統的な池は32箇所ある。

伝統的な井戸は5つある。作業道の幅を広げて主要道路を建設するために、伝統的な井戸は壊され、生活のために、1つの新しい井戸を作った。

## 4. 増冲集落における遺産保護に関連する政策の変遷と住民の関わり(第4章)

### (1) 政策の変遷

従江県政府は1985年に「従江県増冲鼓楼修繕計画書の提出に関する通知」をはじめ、集落の維持管理と保護に関する様々な政策を出している。県政府の保護施策の転換点として重点文物保護単位、歴史文化名村、世界文化遺産暫定リスト登録がある。それらを中心に、政策の変遷を大きく3つの時期に分けた。

#### ① 第一期: 破壊と中国重点文物保護単位指定期(1968年～)

政府の政策は、主に増冲鼓楼を対象としたものである。1982年には従江県に所在する文物の全面調査が始まり、増冲鼓楼を含む26ヶ所が県文物保護単位に指定された<sup>8</sup>。この影響で1988年から、鼓楼周辺の民家の立ち退き、鼓楼の修繕について報告や通知が出された。

#### ② 第二期: 中国歴史文化名村指定期(1995年～)

「文物保護法」の「四有」を実行するために、鼓楼の保護範囲の確定、保護碑の設置、記録資料の整理、保護管理機関の明記に関連した施策が展開された。また、鼓楼だけではなく、鼓楼所在地である増冲集落の面的な保護へと対象が広がった。

#### ③ 第三期: 中国世界文化遺産暫定リスト登録期(2006年～)

多様な計画が策定された時期である。計画は、鼓楼を中心に、風雨橋、民家などを含む増冲集落の保護と、集落に隣接した新村を建設する内容になっている。

## (2) 関連する計画と現状

2006年から「増沖集落保護、整備開発計画案」「従江県増沖トン族集落観光地におけるコントロール詳細計画案」「従江県観光業発展総体計画案」「貴州省従江県増沖鼓楼文物保護計画案」「従江県往洞郷増沖歴史文化名村保護計画案」など多様な計画案が出された。これらの計画をみると、増沖集落における保護、観光発展の計画は、集落の文物保護、集落配置の調整、集落新村の建設に着目して、策定されたことがわかる。また計画の実効性について、増沖新村の建設場所を事例として図-2に示す。それぞれの計画はA,B,C,Dのところ策定されたが、2012年Fの所で火事が発生し、最終的にはEの所で建設した。

### (3) 「款」「村規民約」の活用及び住民の役割

款は伝統的なトン族の社会規範である<sup>9</sup>。款は石刻、口頭、文章、石碑、鼓楼柱の彫刻、家系等、さまざまな形式によって古くから伝承されている<sup>10</sup>。増沖集落の維持管理に関する「款」は、「万古伝名」と呼ばれる1672年のものが最も古く、現在鼓楼に石碑として残っている。この拓本には、婚約(第2、3、4、5、6条)、日常生活(第1、9、10、11条)、山林田畑(第7、8条)、火事(第12条)などの内容が記載されている。2011年に、増沖村委員会は上級行政である往洞郷(鎮)警察署の監督のもと、伝統的な「款」と集落の実情を合わせて、「増沖村における村規民約」を作った。この「村規民約」には、まず、寨老、村委員会、青年組織の権利と義務を示され、次に、①防災、山林管理、②賭博禁止、③集落風景の保護、④喧嘩等の問題、⑤窃盗、⑥婚姻、⑦公共財産の保護など、集落における日常業務が記されている。

増沖集落には、三十、三公、頭朝、頭共など4つの家系がある。それぞれの家系には頭長がいる。また、集落内の60歳以上の老人の中から指導者である寨老の長が1人、副の長が1人選ばれ、この2人と頭長の協力によって、集落の日常生活を監理している。祭りの日程を決め、道路工事など集落の公共的な事業を監督している。一方、集落の慶事は頭長の手配で同じ家系の親戚が参加しておこなわれる。

## 5. 終論(第5章)

### (1) 本論の整理

まず、世界文化遺産登録の動きと伝統的な増沖トン族集落の価値である。増沖鼓楼の中心性、伝統的な煉瓦造古民家の維持、伝統的な3つの風雨橋の評価が価値を構成していると考察した。

次に、世界文化遺産に関する法制度と「トン族の集落」の保護である。重点文物保護単位の選定、世界文化遺産の登録、登録による観光問題の発生と問題の解決、持続的保護などの世界文化遺産登録の変化に対応して中国の法制度は修正を繰り返し、現在に至っていることがわかった。一方、増沖集落における国内指定の動きと政府関与は鼓楼の保護から、集落全体の保護へ、さらに新村の計画へと変化している。これらの動きは鼓楼の文物保護単位の指定、歴史文化名村の指定、世界文化遺産暫定リストへの登載などの保護の広がりとして政府の政策が影響していることがわかった。増沖集落の保護は中国における世界文化遺産保護の変遷と一致している。全国重点文物保護単位の時期と歴史文化名城・名鎮・名村の時期から、中央政府の法制度が整えられ、その後政策が増沖まで浸透したことが明らかになった。

増沖集落に関わる政府の関与は文物保護と開発の両面が展開されている。文物の保護は増沖鼓楼を中心に、1985年から県文広局以外に、黔东南文化局、貴州省文化庁、中国文物局等部署が多様な政策を出していることがわかった。開発については、従江県の観光局、環境保護局、消防局などの部署が道路、広場、新風雨橋の整備を行なっている。

最後は、増沖集落における政府と住民の協働である。住民は指導者である村委員会と寨老が主導している。村委員会は中国の法律、各級政府の政策に従い、村と上級の政府の施策を伝えトップダウンを実施する役割を担っている。寨老は伝統的な「款」を活用して、住民の意識をまとめ、住民からの「ボトムアップ」の役割を担っていることがわかった。現在の集落の日常的なことから、重要な業務も村委員会と寨老の協議で、「村規民約」に基づき行われている。また、増沖集落の各構成要素の変遷から、住民は集落の日常管理、集落の保護、生活生産活動の向上を行っており、政府は政策の実施、遺産構成要素の保護、社会主義新農村の建設を行っていることがわかった。

### (2) 伝統的な集落の保護の方向性

一つ目は、人が生活する持続的な文化的景観の評価と保護である。増沖集落の価値は、唯一の鼓楼、煉瓦造古民家と3箇所の伝統的な風雨橋である。これらの特徴的な要素は長い間に暮らしの中で生み出された生活、生産環境の結果であり、集落には現在も住民が生活を営んで、生産、祭り活動などを継承している。これらの要素の特定と評価は伝統的な集落保護の第一歩だと考えられる。また、価値が認められた要素の変化は制限し、規制する必要がある。

二つ目は、保護法制度の整備と施行である。増沖集落の鼓楼は中国重点文物保護単位に指定されたため、1980年代から現在まで保護されてきた。しかし、煉瓦造古民家は指定されていないため、放置され、生活の変化にともなって改修されている。また、増沖集落は1988年に中国の歴史文化名村に指定されたが、「歴史文化名村保護条例」による集落の真正性と完成性の規定を無視して新しい風雨橋が建設された。従って、保護法制度による指定されていない要素の追加及び法制度の確実な実施が伝統的な集落保護のために必要である。

三つ目は、地方政府における専門的な部署の設置である。増沖集落の保護について、各級の文物部署と県政府の多様な行政部署によって政策が出され、文物保護や開発が行われている。文物保護は県文物管理局のみが担当しているが、開発はさまざまな部署が直接集落で行っている。その結果道は石からコンクリート舗装に変化し、火事にあった住民は新村へ移転し、集落の伝統的な景観は変化した。集落に関わる文物保護計画、観光開発計画、歴史文化名村保護計画が次々に策定されたが、実行には至っていない。こうした混乱を整理するためにも、県政府のレベルで統一の専門部署を設置する必要がある。この部署は、関連する行政部署の施策を確認し、計画の策定内容を統一し、保護を基本として適切な施策の実行を誘導することが望まれる。

四つ目は住民の主体性の発揮である。増沖集落の寨老の長と頭長は住民の代表として、村委員会に協力し、集落の日常業務に参加しているが、集落の開発の実施と計画の策定には関わっていない。住民が主体性を発揮するために、寨老の長と頭長が主導者として開発建設と計画の策定に参加する必要がある。特に、住民自身が世界遺産登録、観光開発、基礎建設などの課題について総合的に話し合い、意思決定をし、建設や維持管理に主体的に参加する必要がある。

### (3) 今後の課題と展望。

今後の課題は、増沖集落の保護と開発のバランスを把握すること、「トン族の集落」の保護について増沖集落と他のトン族集落の比較研究をすること、同時に住民による世界文化遺産登録に向けた意識を把握することがあげられる。さらに、中国だけでなくより広い地域での世界文化遺産における管理運営の類型に着目し、伝統的な集落に関する世界遺産保護のあり方を提言していきたい。

### 参考文献

- <sup>1</sup> 山村高淑 (2004) : 中国農村部における集落観光の開発方式と住民参加-雲南省麗江納西族自治県黄山郷白華行政村の事例 : 文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題 : 国立民族学博物館 : pp14
- <sup>2</sup> 新井直樹 (2008) : 世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察 : 地域政策研究 (高崎経済大学地域政策学会) 第11巻、第2号、pp39-55
- <sup>3</sup> CIVVIH のホームページ : <http://civvih.icomos.org>. 2014年11月1日参考
- <sup>4</sup> ICOMOS 「歴史的都市街区保存憲章」  
<http://www.japan-icomos.org/charters/washington.pdf> 2014年11月12日参考
- <sup>5</sup> UNESCO Headquarters: Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List: 12-17 November 1994: Phuket, Thailand. 出典 : ユネスコ : <http://whc.unesco.org/archive/global94.htm#debut>. 2014年10月31日参考
- <sup>6</sup> 国家文物局关于印发《中国世界文化遗产預備名単》通知  
[http://www.china.com.cn/guoqing/zwx/2012-11/19/content\\_27157540.htm](http://www.china.com.cn/guoqing/zwx/2012-11/19/content_27157540.htm) : 2012年11月19日更新, 2014年4月11日参照
- <sup>7</sup> 文物局官网 : 国家文物局更新《中国世界文化遗产預備名単》 : <http://www.wenwu.gov.cn/contents/516/26028.html> , 2012年11月19日更新, 2014年6月10日参照。
- <sup>8</sup> 贵州省从江县地方志编纂委员会 (2010) : 从江县志 1991-2008 : 方志出版社, pp769
- <sup>9</sup> 郭長生, 鄭星煌 (1984) : 侗族习惯法概述 : 贵州民族研究 : pp141-148
- <sup>10</sup> 石开忠 (2009) : 侗族款組織及其变迁研究 : 民族出版社 : pp51-55